

平成 27 年 規則第 3 号

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における
公的研究費の取扱いに関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館（以下「法人」という。）が管理する公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定め、適正な管理を図るとともに、適切かつ円滑な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 公的研究費 各省庁、各省庁が所管する独立行政法人等（以下「配分機関」という。）から配分される競争的研究費を中心とする公募型の研究資金で法人が経理するものをいう。
- (2) 研究者等 法人に所属する公的研究費の運営及び管理に関わるすべての者をいう。
- (3) 不正使用 故意若しくは重大な過失による公的研究費の他の用途への使用又は交付決定の内容やこれに付された条件に違反して公的研究費を使用することをいう。
- (4) コンプライアンス教育 不正使用を事前に防止するために、法人が研究者等に対し、自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正使用にあたるのか等を理解することを目的として実施する教育をいう。
- (5) 監事 地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館定款第 8 条第 4 項に規定する監事をいう。

(法令等の遵守)

第 3 条 研究者等は、公的研究費の取扱いについては、法人が定める規則、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）及び関係法令並びに交付等の際の条件（以下「関係規則等」という。）を遵守しなければならない。

(公的研究費の運営及び管理体制)

第 4 条 法人が公的研究費の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者を置く。

2 前項の各責任者を置いたとき又はこれを変更したときは、その職名を公開するものとする。

(各責任者の職務)

第5条 最高管理責任者は、法人全体を統括し、公的研究費の適正な運営及び管理について最終責任を負う者として、理事長をもって充て、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 最高管理責任者は、不正使用防止対策の基本方針（以下「基本方針」という。）を策定し周知するとともに、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者がその責任及び権限により公的研究費の運営及び管理を行うために必要な措置を講じる。
- (2) 最高管理責任者は、基本方針や具体的な不正使用防止対策の策定に当たっては、法人の重要事項を審議する会議において審議を主導するとともに、その実施状況及び効果等について審議する。
- (3) 最高管理責任者は、不正使用防止に関する啓発活動を定期的に行い、研究者等の意識の向上と浸透を図る。
- (4) 最高管理責任者は、研究活動における不正行為及び研究費の不正使用を防止するために必要な措置を計画し、計画の責任ある実施を推進するため、法人に好生館不正防止計画推進室（以下「推進室」という。）を置く。推進室の設置については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館不正防止計画推進室規則（平成27年規則第4号）において定める。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、法人全体の不正防止対策体制を統括する責任及び権限を持つ者として、副理事長をもって充て、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 基本方針に基づく具体的な対策を策定し、コンプライアンス推進責任者に対しその実施を指示するとともに、実施状況を確認し、最高管理責任者へ報告する。
- (2) 研究者等を対象としたコンプライアンス教育、啓発活動等の具体的な計画を策定し、実施する。

3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示により、公的研究費の運営及び管理についての実質的な責任と権限を持つものとして、研究担当理事をもって充て、次の各号に定める業務を行う。

- (1) 不正防止対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、統括管理責任者へ報告する。
- (2) 不正使用の防止を図るため、研究者等に対しコンプライアンス教育を実施し、受講状況及び理解度等を確認し、必要に応じて改善を指導する。
- (3) 研究者等の適切な公的研究費の管理及び執行について確認し、必要に応じて改善するよう指導する。
- (4) 不正を起こさせない組織風土を形成するため、継続的かつ定期的な啓発活動を実施する。

4 コンプライアンス推進責任者の指示の下、不正防止対策を実施するとともに、公的研究費の管理及び執行状況を着実にコンプライアンス推進責任者へ伝達する者として、コンプライアンス推進副責任者を置き、財務課長をもって充てる。

(経理事務)

第6条 公的研究費に係る契約、給与及び謝金の支給、旅費の支給等の経理に関する取扱いは、別に定めのある場合を除き、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規程（平成22年規程第13号）（以下「会計規程」という。）、その他会計関係諸規程により取り扱うものとする。

(相談窓口)

第7条 公的研究費に係る事務処理手続、公的研究費毎の使用ルール等に関する法人内外から相談に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口を推進室に置く。

(行動規範)

第8条 最高管理責任者は、不正使用を防止するため、研究者等の公的研究費の使用に関する行動規範を策定する。

(コンプライアンス教育)

第9条 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者が策定する実施計画に基づき、研究者等を対象としたコンプライアンス教育を実施する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究者等の職務内容や権限・責任に応じた効果的で実効性のあるコンプライアンス教育の内容を設定し、定期的に見直しを行う。
- 3 研究者等は、コンプライアンス教育を定期的を受講しなければならない。

(誓約書の提出)

第10条 研究者等は、次に掲げる項目を記載した誓約書を最高管理責任者に提出しなければならない。

- (1) 関係規則等を遵守すること。
 - (2) 公的研究費の不正使用を行わないこと。
 - (3) 不正使用を行った場合は、法人及び配分機関の処分を受けること並びに法的な責任を負うこと。
- 2 前項に規定する誓約書を提出しない研究者等は、法人における公的研究費の運営及び管理に係わることができないものとする。

(通報窓口)

第11条 最高管理責任者は、法人内外から公的研究費の不正使用に係る通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

- 2 通報窓口の設置については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規則（平成27年規則第2号）（以下「不正使用

調査規則」という。)において定める。

(調査等)

第12条 最高管理責任者は、通報等を受けたときは、不正使用調査規則に基づき、必要な調査等を行う

(不正防止計画)

第13条 統括管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、それに対応するための法人全体の具体的な対策として不正防止計画を策定する。

2 推進室は、統括管理責任者とともに不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動の計画等、法人全体の具体的な対策を策定・実施し、実施状況を確認する。

(執行状況の確認等)

第14条 コンプライアンス推進責任者及びコンプライアンス推進副責任者（以下「コンプライアンス推進責任者等」という。）は、随時公的研究費の執行状況を確認し、著しい執行の遅延を認めた場合は、研究者等に対し、当該遅延の理由を確認の上、必要に応じて改善するよう指導しなければならない。

2 コンプライアンス推進責任者等は、執行の遅延が研究計画の遂行上問題があると判断された場合は、繰り越し制度の活用、資金交付元への返還等を含めた改善策を研究者等に遅滞なく示すものとする。

(発注段階での財源の特定)

第15条 研究者等は、物品の発注に当たっては、支出財源を特定し、公的研究費の執行状況を的確に把握するものとする。

(取引業者との癒着防止)

第16条 発注又は契約は、関係規則等に基づいて行い、コンプライアンス推進責任者等は、研究者等と取引業者との癒着を防止するため、必要に応じて癒着防止のため取引実績に応じて誓約書等の提出を求めるなどの措置を講ずるものとする。

(検査業務等)

第17条 物品の購入、製造及び修理に係る契約における検査業務は、関係規則等により行うものとし、検査担当者による納品事実の確認を受けなければならない。

2 非常勤職員を雇用する場合は、雇用依頼者及び検査担当者が採用時に勤務条件等を、採用後は勤務状況・内容等を確認し、公的研究費を適正に管理するものとする。

(出張の確認)

第 18 条 出張を命ぜられた研究者等は、原則として当該出張前に用務内容、訪問先、日時、交通手段等を所定の様式により申請し承認を受け、当該出張を終えたときは、所定の様式により、速やかに当該出張を命じた者に用務内容、訪問先、宿泊先、面談者等が確認できる報告書を提出しなければならない。

2 当該出張を命じた者は、用務の目的や受給額の適正性を確認し、必要に応じて出張の事実確認を行うものとする。

(不正な取引を行った業者の処分)

第 19 条 不正な取引に関与した業者については、地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領に基づき、取引停止等の措置を講ずるものとする。

(関係規則等の遵守についての調査等)

第 20 条 コンプライアンス推進責任者等は、研究者等に対し、関係規則等の遵守について調査を実施し、最高管理責任者がその調査結果について問題があると認める場合は、必要な措置を講じるものとする。

(不正使用防止に向けた措置)

第 21 条 推進室は、不正使用の防止に向けた取組の状況を法人の公式ホームページ等で公表するとともに、その施策を確実かつ継続的に推進するものとする。

(監査制度)

第 22 条 公的研究費の適正な運営及び管理のため、会計規程第 56 条に規定する内部監査を年 1 回実施するものとする。

(内部監査)

第 23 条 前条に定める内部監査の実施に当たっては、実態に即して不正発生要因を分析し、監査計画の見直しを随時行うものとする。

2 内部監査を行う役職員は、監事及び推進室と連携して不正使用の防止を推進するための体制について検証するとともに、不正使用が発生しやすい要因に着目した監査を実施するものとする。

3 内部監査の結果については、コンプライアンス教育、啓発活動への活用等を通じて周知を図り、法人全体として同様のリスクが発生しないよう徹底するものとする。

(監事)

第 24 条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備及び運用状況について、法人全体の観点から確認し、意見を述べるものとする。

2 監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリング及び内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映され、適切に実施されているかを確認し、意見を述べるものとする。

(補則)

第 25 条 この規則の定めるもののほか、公的研究費の取扱いに関し必要な事項は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成 19 年 2 月 15 日文科科学大臣決定）に準じるものとする。

2 この規則に定めるもののほか、この規則の実施にあたって必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。